

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田村市長 白石 高司

市町村名 (市町村コード)	田村市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	七郷地区 (上郷,下郷,櫛山,永谷,遠山沢,本郷,井堀,上区,大堀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

船引町の南方に位置し、地区の北西から南東にかけて磐越自動車道が通り、地区内を走る県道沿いに水田地が広がっている。農業者は兼業農家や高齢者が多く、今後は農業者の後継者不足による離農数の増加と、それによる耕作放棄地の増加が予想される。

中山間地域のため傾斜地や不整形地等が多く、集積が進んでいない地域がある。一方で、大字堀越(本郷、井堀、上区、大堀の4集落)においては、平成7年にほ場整備事業(県営担い手育成基盤整備事業)を活用した経緯もあり、地域集積協力金事業を活用して共同機械を購入するなど集落営農組織を中心として集積や保全管理が進んでいる。

山間部においては有害鳥獣被害が多く、対策を要している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に生産し、遊休農地については多面的機能支払交付金等を活用し、維持管理を行う。

水田活用による農地集積が進む一方で、葉たばこ廃作地が遊休化していることから、新たな土地利用型作物(畑作振興作物)の導入を検討する。

認定農業者K(大字堀越)をモデルとして、地域農業を維持していく組織作りを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	660.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	660.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用が行われる区域として、保全・管理等を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小や離農等の意向がある農用地については、認定農業者等を中心に、借受意向がある農業者へ集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、関係機関と連携して農地中間管理機構の活用を図っていく。大字堀越においては、「個人の担い手」及び「生産組合」名義の利用権設定及び農作業受委託契約から、今後は、「認定農業者」名義に切替を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
「農地中間管理機構関連農地整備事業」などを活用し、集積・集約化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の農地を守るため、機械の共同化を進める。 後継者不足の課題があるため、新規就農希望者は積極的に受け入れ、地域の担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組を行っていないが、地区内で活用できるか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による農作物被害があるため、電気柵、箱罾、くくり罾等を設置するほか、市担当部署や実施隊等が連携して被害低減を図る。
地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
⑦多面的活動等により、農用地等の保全管理をしていく。